

青の煌めきあおもり国スポセーリング競技リハーサル大会
トラッキングシステム運用等業務委託仕様書

1 業務名

青の煌めきあおもり国スポセーリング競技リハーサル大会トラッキングシステム運用等業務委託

2 目的

本業務は、青の煌めきあおもり国スポリハーサル大会セーリング競技会（以下「大会」という。）においてトラッキングシステム運用業務（トラッキングデータ（移動軌跡）の収集・解析、運用及び保守、発注者が別途手配する大会ホームページ上への情報公開、映像配信業者への情報提供等）を行うことにより、海上でのレース状況を分かりやすくすることを目的とする。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年9月30日（火）まで

業務施行期間 9月12日（金）から9月15日（月・祝）まで

トラッキングシステム運用期間 9月13日（土）から9月15日（月・祝）まで

トラッキングシステム設定期間 9月12日（金）まで

トラッキングシステム調整期間 9月12日（金）まで

※大会期間は9月13日（土）から9月15日（月・祝）

4 履行場所

大平マリーナ及び周辺施設（青森県むつ市真砂町地内）

5 業務内容

トラッキングデータ（移動軌跡）の収集・解析、及び実行委員会が別途手配する大会ホームページ上への情報公開、映像配信業者へのデータ提供等を行う。

(1) 専用機器の調達及びトラッキングシステムの設定

ア 専用端末機器ほか業務遂行に必要な専用機器の調達

競技艇、回航マーク等（以下、「競技艇等」という。）に搭載するトラッキングシステムを組み込む専用端末機器ほか業務遂行に必要な専用機器を準備すること。

イ 位置情報システムの設定

競技艇等の位置情報を取得するため、GPS測位機能と公衆回線通信機能を使用した位置情報の設定を行うこと。

取得した位置情報はデータ処理サーバーでプログラム処理のうえ、地図データ上に緯度経度、速度、進行方向を加えた位置情報として個々に表示させ、ウェブ上に配信すること。

なお、位置情報は公衆回線通信の混雑時、障害時等の場合を除き、リアルタイムで自動更新が行えるようにすること。

ウ 順位速報システムの設定

搭載した専用端末機器を活用し、競技艇の順位を把握して速報順位を画面上に表示するシステムを構築、設定すること。

エ その他の必要なシステムの設定

衝突回避のための緊急速報システム、その他、競技運営に必要なシステムが備わっている場合には、受託者と協議の上、設定を行うこと。

(2) トラッキングシステムの運用、保守管理

競技艇等への専用端末機器の配布・回収、充電作業及びその他のシステム運用に必要なトラッキングシステムの保守管理を行い、常に安定した配信状況を確保すること。

(3) 業務において生じる関係者等との調整、打合せ等

委託者が手配する映像配信業者、大会ウェブサイト作成業者等と打合せを行い、調整すること。

(4) その他、本業務の実施に必要な業務

6 準備機材の手配、インターネット環境の構築、人員の配置

準備機材や人員配置は次に掲げるものを基本とし、契約後、委託者と調整のうえ、決定すること。

(1) 資機材等

資材については、委託者が準備予定のものもあるため委託者と協議すること。専用機材、システム引用PC、専用端末機器、その他必要な機材は受託者が準備すること。

なお、専用端末機器については、競技艇等への搭載分を準備するほか、水没・故障に備えて予備端末を準備すること。各都道府県選手団の決定や帆走指示書の提示までの間、専用端末機器の最大想定数は381台(競技艇分360台、マーク分21台)とし、各都道府県選手団の決定、帆走指示書の提示後に、受託者は委託者と改めて協議するとともに、確定数において委託金額の変更を行うものとする。

(2) インターネット環境の構築

大会期間中において、会場でトラッキングシステムの運用を行うにあたり、インターネット環境の構築を行うこと。ただし、委託者が準備するインターネット回線を使用することは可能とする。

(3) 業務実施人員

システム管理（オペレーション）、機器配布・回収を行う上で、十分な人数を確保し、運用するにあたっては兼務を可とし、競技役員等と連携を図ること。また、業務従事する者は委託者が貸与するADカードを着用すること。

7 環境構築及び運用などに必要な事項

環境構築及び運用などに必要な事項などについて以下のとおりとする。

(1) 一連の作業について事前に確認を行い、機器などの問題がない旨を確認すること。

(2) トラッキング機材の水没・故障等に備え、十分数を確保すること。

(3) システムに利用するソフトウェアの保守管理については、最新のバージョンにアップデートする等、既知の脆弱性についての対策を行い、常に安定したデータ配信が保てるようにすること。

(4) ハードウェアの保守等については、委託期間中のハードウェア故障について、オンサイトで対応できるようにしておくこと。

(5) 受託者はシステム全体の管理を行うとともに、委託者からの問合せに対応を行うこと。

(6) システムに障害が発生した場合には、受託者は委託者に報告の上、迅速に対応し、本業務そのものに影響が出ないように対策を講じること。

(7) 仮設物等を設置する場合は、風雨対策を万全に施し、倒飛壊が生じないよう安全対策を確実に実施するとともに、既存の状態で設置不可能な場合は、発注者と協議のうえ、破損のないよう養生を施すこと。また、荒天により、継続して設営が困難であると判断した場合は速やかに撤去を行い、天候の回復

を待って再度設営をすること。なお、撤去や再設営については事前に発注者と協議のうえ、行うものとし、これに伴う費用については、別途協議する。

8 安全管理

受託者は、安全管理に関し、次に掲げる事項について万全を期すること。

(1) 履行場所の管理

労働者の安全及び衛生管理、整理整頓、公害防止並びに周辺への配慮を行うこと。

(2) 保護対策

本業務の実施に際し、既存施設・仮設物等に対する保護対策を施し、破壊や汚損を防ぐこと。

(3) 緊急対策

資機材等の破損、緊急事態に即時対応可能な保守・管理体制を構築するとともに、緊急時には委託者の指示により直ちに対応すること。

(4) 臨機の措置

受託者は、災害、事故の発生が予測される場合など、特に必要と認めるときは、委託者の指示を受け、臨機の措置をとること。不測の事故が発生した場合等、緊急のやむを得ない事情があるときは、受託者の責任において、受託者の判断により臨機の措置をとるとともに、直ちに委託者に報告すること。また、その措置の内容について委託者から指示があった場合は、直ちにその指示に応じること。なお、これに伴う費用については、別途協議する。

(5) 損害・事故責任

本業務の履行に際し、受託者の瑕疵により既設物、仮設物等への破損、紛失、第三者への事故等が発生した場合は、すべて受託者の責任とし、委託者はいかなる責任も負わないものとする。また、設営された仮設物等の火災、盗難、破損、いたずら等による事故については、委託者の責めに帰すべき事由によらない場合は、委託者は責任を負わないものとする。

(6) 保険

労働災害保険、賠償責任保険、動産総合保険等、業務遂行上必要となる保険に加入し、災害や事故の発生に備えておくこと。

9 法令、条例等の順守

受託者は、本業務の履行に関係する法令、条例等を遵守すること。

10 著作権

本業務において取得したトラッキングデータ等の著作権は委託者に帰属する。ただし、受託者は委託者の許可を得て当該データ等を使用することができる。

11 提出書類等

受託者は、次の書類等を委託者に提出しなければならない。各書類等の提出期限については、別途、委託者が指定する日とする。

(1) 契約締結後

ア 業務着手届 1部

イ 契約金額内訳明細書 1部

ウ 業務工程表 1部

※業務工程に変更が生じる場合には速やかに委託者に相談するとともに、変更後の業務工程表を提出すること。

エ 業務実施体制表 1部

オ トラッキングシステム構築に係る機材等の発注計画表（発注日記載）1部

発注計画表に変更が生じる場合には、速やかに委託者に変更後の発注計画表を提出すること。

カ その他、委託者が必要に応じて指示するもの

(2) 業務終了後

ア 業務完了届 1部

イ 引渡書

ウ 請求書

エ 委託業務報告書 1部

オ トラッキング画像電子データ（全レース分） 1式

カ 現場撮影写真データ（設営前・設営後・撤去後） 1部

キ その他、委託者が必要に応じて指示するもの

12 適用

(1) 範囲

本仕様書は本業務の基本的事項について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項でも業務遂行上必要な事項は、委託者と協議の上、受託者の責任において誠実に履行すること。

(2) 疑義

本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、受託者と委託者が協議し決定するものとする。

13 打合せ・連絡調整、業務工程表の作成、業務の着手等

(1) 打合せ・連絡調整

本業務を適正かつ円滑に実施するため、委託者と緊密な連絡を取り、業務の進め方及び仕様書の内容等の疑義を解明するものとし、その内容については、その都度、受託者が別に定める打合せ簿に記録し、相互に確認すること。

(2) 連絡調整

契約後、本業務について委託者から要請のある場合には、詳細な連絡調整を行うものとする。

なお、その場合、連絡調整場所までの受託者の出向費用、連絡調整の目的遂行に必要な経費は、全て受託者の負担とする。

(3) 業務工程表

契約締結日の翌日から業務完了日に至るまでの業務工程表を作成し、委託者と十分な協議の上、決定し、「11 提出書類等」に基づき提出すること。業務工程表の作成するにあたっては、準備に必要な各項目の洗出しを行い、各項目の工程及び費用を記載し、費用が発生する時期及び着手期限について委託者と事前に協議の上、決定すること。

(4) 業務の着手

受託者は、事前に委託者の承諾を得た業務工程表の各項目に基づき業務に着手する。

(5) 業務工程表及び業務内容の変更

委託者からの指示または情勢の変化等により業務工程表に変更が生じる場合には、適宜、打合せを行って、打合せ簿に記録保管し、相互に確認すること。さらに、業務内容に変更が生じた場合には、相互

に確認した打合せ簿に基づき、変更後の業務工程表を提出し、委託者の承諾を得た上で業務を進めること。

14 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

受託者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは事前に書面にて報告し、委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(2) 業務の履行に関する措置

本業務内容及び業務にあたっての留意事項に反し、再三の指摘にも関わらず改善しない場合は、契約書の定めに基づき、本業務の委託を破棄できるものとする。

(3) 機密の保持

受託者は、本業務（業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせた場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

(4) 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、むつ市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年むつ市条例第2号）、及びその他個人情報の保護等に関する法令、条例及び規程等を遵守しなければならない。

15 その他

- (1) 受託者は、本委託業務を遂行する上で必要なソフトウェアやシステムの変更、受託者が準備した機器の管理等について責任を持って行うものとする。
- (2) 受託者は本業務を円滑に運用するため、委託者を支援するとともに、調査依頼、資料提供、動作確認、関係者への説明等に対して迅速に対応するものとする。
- (3) 受託者は、本委託業務の遂行にあたり、本委託業務に関係するしないにかかわらず、委託者のデータについて許可なく持ち出しなどを行ってはならない。また、関連データなどは、漏洩、滅失、その他の事故等の予防に十分注意し、業務の信頼性安全性の確保に努めなければならない。
- (4) 荒天その他の理由により、大会の全期間又は一部期間が中止等になった場合、本業務の経費については、実際に生じた支払額に応じ、相互協議のうえ変更契約の対象とする。
- (5) 本業務の遂行にあたり、受託者の責に帰すべき事由により委託者又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。
- (6) 成果品の引渡し後に、受託者の過失又は疎漏に起因する不良個所が発見された場合には、受託者の責任において直ちに補正しなければならない。
- (7) 本契約に基づく成果品の所有権は、委託者への成果品の引渡し完了したときに委託者に移転するものとする。なお、成果品の引渡し前であっても業務上必要な範囲において報告された計画書等を使用する場合がある。
- (8) 受託者は、委託者に対し専門的知識や経験を生かした多角的なアドバイスを行うこと。
- (9) 本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は委託者と協議すること。